

令和 7 年度任用 大桑村会計年度任用職員募集要項

大桑村役場総務課
大桑村教育委員会

大桑村では、令和 7 年度に新たに任用する「会計年度任用職員」を以下により募集します。

○会計年度任用職員の概要

「会計年度任用職員」とは、新制度の導入により令和 2 年度から配置された職員で、身分は地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、1 会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）ごと任用される非常勤一般職の地方公務員です。

任用期間中は地方公務員となるため、身分保障（不合理な理由で免職や懲戒処分を受けない）がある一方、服務規程（守秘義務、命令従事義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用されます。

1 募集職種

「教育委員会部局（担当：子ども教育係）」において、募集・選考（面接による採用試験）を行います。

募集職種については、「大桑村会計年度任用職員募集職種一覧」をご確認ください。

2 応募資格

居住地や年齢制限はありませんが、地方公務員法第 16 条に規定する以下の欠格条項に該当する人は、応募することができません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 大桑村において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件・処遇等

主な勤務条件・処遇等は以下のとおりです。詳細については、「大桑村会計年度任用職員募集職種一覧」をご確認ください。

○主な勤務条件・処遇等（共通する部分）

任用期間	・採用試験合格後から令和8年3月31日まで ※勤務成績が良好で次年度も同様の職がある場合、再度任用される場合あり
報酬	・常勤職員の給料表を準用し、職種ごとに報酬額を算出
費用弁償	・通勤に係る費用を支給（片道2km以上の場合） ・出張に係る費用を支給
服務等	・常勤職員と同様に地方公務員法に定める服務規律（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の指示に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用 ・一定の義務違反があった場合は懲戒処分（免職、停職、減給等）の対象 ・人事評価制度の実施
その他	・任用後1箇月間を良好に勤務したときに、正式採用となります。（条件付任用期間） ・報酬等の支給日は毎月20日。（ただし、時間報酬など実績に応じて支給する報酬等については翌月20日）

4 申込から任用までの流れ

- (1)採用試験申込書を提出
- (2)一次選考：担当部署で書類選考
- (3)担当部署から面接日を連絡
- (4)二次選考：面接試験の実施（結果は、面接を行った担当部署から連絡）
- (5)合格の場合、採用決定日以降随時会計年度任用職員として任用

5 申込方法

(1)受付期間

- ①採用者が決定するまで、随時受け付けています。
- ②持参の場合は土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分です。
- ③郵送による場合は、特定記録など配達されたことが確実な方法で郵送してください。なお、特定記録などによらない場合の郵便事故については、一切責任を負いません。

(2) 提出書類

①「令和7年度任用 大桑村会計年度任用職員採用試験申込書」

※採用試験申込書は、教育委員会で配付又は大桑村ホームページからダウンロードできます。

②資格を証明する書類の写し（資格を要する職種の場合のみ）

(3) 提出先及び問合せ先

大桑村教育委員会 子ども教育係 電話 0264-55-1020

〒399-5503 長野県木曽郡大桑村大字長野 880-1

6 注意事項等

(1) 応募資格を満たしていない場合、提出書類に不備がある場合及び受付期間を過ぎた場合は、受付けできません。

(2) 提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

7 個人情報の取扱いについて

提出書類に記載された個人情報については、大桑村会計年度任用職員に係る採用試験及び任用の手続きに必要な範囲で利用します。